

令和4年度 鹿部町健全化判断比率と資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、財政状況の悪化や財政破綻を未然に防ぐため、地方公共団体は、毎年度、決算に基づいて健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率）と、公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、議会に報告するとともに公表することとなっています。

令和4年度の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と、公営企業の資金不足比率は次のとおりです。

鹿部町の各比率はいずれも国が定める基準（早期健全化基準・経営健全化基準）を下回っております。

◆健全化判断比率（財政状況が健全化な状態であるかどうか判断するものです）

単位：％

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
鹿部町	－	－	3.6	－
早期健全化基準 （黄信号）	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準 （赤信号）	20.0	30.0	35.0	－

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「－」で表示

※将来負担比率は、将来負担すべき債務が基金等を下回るため「－」で表示

◆資金不足比率（公営企業における比率です）

単位：％

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0

※資金不足比率は、不足額がないため「－」で表示

用語の説明

1 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれか1つでも早期健全化基準以上となった場合には、「財政健全化計画」の策定などが義務付けられ、早期に自主的健全化を図る必要があります。

2 財政再生基準

健全化判断比率のいずれか1つでも財政再生基準以上となった場合には、「財政健全化計画」の策定などが義務付けられるほか、国の管理下のもとで財政再建を図ることとなります。

3 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、その公営企業会計は「経営健全化計画」の策定が義務付けられます。

4 各比率の説明

(1) 実質赤字比率

一般会計の実質収支額が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する割合。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計及び特別会計、公営企業会計の赤字額合計の標準財政規模に対する割合。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が返済する年間の元利償還金等の標準財政規模に対する割合で、過去3か年の平均値。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき債務の標準財政規模に対する割合。

(5) 資金不足比率

公営企業会計で資金不足となった場合、その不足額の事業規模（事業収益）に対する割合。